

海上保安大学校海上保安国際研究センター 主任研究員の公募

海上保安大学校では、下記の要領に従い、任期付の主任研究員を公募します。

本公募の背景として、我が国を取り巻く情勢の複雑化が挙げられます。尖閣諸島周辺海域における中国海警局に所属する船舶の領海侵入、日本海大和堆周辺海域等における外国漁船による違法操業、北朝鮮による弾道ミサイル発射、不審船・工作船の出没、北方領土周辺海域における外国漁船による違法操業や外国海洋調査船による海洋調査等の問題に日本は直面しています。さらには、近年のロシアによるウクライナ侵攻を受け、我が国周辺海域における国際関係や海洋の安全保障に関わる情勢の変化も懸念されます。

海上保安大学校としては、これらに対して、学術的観点からの研究を推進し、その成果を対外的に発信、国際的なコンセンサスを高めつつ、具体的な政策提言につなげていく必要があると考えています。

海上保安庁では、平成14年から、海上保安大学校（広島県呉市）に海洋や国際問題等のテーマを専門的に取り扱う研究機関を設置し、令和5年4月には、同研究機関を「海上保安国際研究センター（以下「研究センター」という。）」に改編するとともに、東京に研究拠点を設置しました。同研究センターは、国内外の研究機関・教育機関との交流や共同研究を推進し、海洋政策に関わる研究をさらに発展させ、世界的な議論を牽引するシンクタンクを目指しています。

今回、上記課題について、技術の進展による海事主体の多様化により、海上犯罪の主体や海上における犯罪捜査のあり方は変化していることから、密航・密輸、海賊、海上テロなどの法執行について、国際海洋法又は国際刑事法の観点から学術的な研究を行い、その成果を広く一般に発信するとともに、具体的な政策提言につなげられる研究者を公募します。

1. 専門分野

人文・社会—国際法学

2. 仕事の内容

- (1) 国際的な海上犯罪に関する執行管轄権に関する研究
- (2) 上記に関する他国の国家実行等の研究
- (3) 研究成果や専門的な知見の発信（シンポジウム等での報告、研究会の開催・運営、国際会議への参加、研究成果の執筆・編集、海上保安庁内への研究成果発表等の研究成果の展開、取材への対応等）
- (4) 研究センターの運営への協力
- (5) その他、海上保安大学校長の命による業務（学生等への講演、会議への出席等）

3. 応募資格及び条件

- (1) 次の①又は②のいずれかを満たす者

- ① 国際海洋法又は国際刑事法の観点から海上犯罪を分析することを専門とし、関連分野の博士の学位を有する者又は着任時まで博士の学位を取得予定の者
 - ② 国際海洋法又は国際刑事法の観点から海上犯罪を分析することを専門とし、関連分野の修士の学位を有するとともに、相応の研究業績を有すると認められる者
- (2) 十分な英語の能力（各国研究機関等と研究を推進できるコミュニケーション能力）を有すること。
- (3) 海上保安庁の業務、海上保安大学校における学内運営や同校が行う社会貢献等に積極的に取り組むことができること。
- (4) 次のいずれかに該当する方は、応募資格がありません。
- ① 日本国籍を有しない者
 - ② 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員になることが出来ない者
 - ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

4. 職名、採用数及び採用期間（任期）

主任研究員（海上犯罪担当） 1名（任期5年）

※ 応募者の経歴、研究実績を踏まえ、教授、准教授、講師又は助教に任用しますが、「2. 仕事の内容」にあるとおり、主に研究業務に従事することとなります。

※ 募集官職にあつては、令和8年度予算の成立を条件とします。

5. 勤務地

海上保安国際研究センター東京センター

〒135-0064

東京都江東区青海2-5-10 テレコムセンタービル

※ 研究センター本体は広島県呉市所在の海上保安大学校に設置されていますが、主として東京での勤務になります。

※ 採用後、海上保安大学校等で海上保安行政に関する業務説明を実施いたします。

※ 研究活動に資する実務経験の付与を目的として、海上保安庁本庁（東京都千代田区霞が関）における一定期間の勤務も想定されます。

6. 給与

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）に

に基づき、国家公務員として採用されます。俸給は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）が適用され、初任給は学歴、勤務経験等を考慮して決定します。その他、支給要件を満たした場合は諸手当（扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当等）が支給されます。

- ・ 基本給…（月額 330,840 円～567,840 円）※地域手当を加味しています。
- ・ 扶養手当…扶養親族のある者に支給。（子月額 13,000 円等）
- ・ 住居手当…借家（賃貸のアパート等）に住んでいる者等に支給。（月額最高 28,000 円）
- ・ 通勤手当…交通機関を利用して通勤する者（月額最高 150,000 円）
- ・ 超過勤務手当…正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給
- ・ 期末・勤勉手当…いわゆるボーナス（成績区分が良好（標準）の場合、1 年間に俸給等の約 4.65 月分）

7. 勤務条件等

- (1) 勤務時間は 1 日 7 時間 45 分（勤務時間は午前 9 時 30 分～午後 6 時 15 分、休憩時間正午～午後 1 時）、原則として土・日曜日、祝日及び年末 12 月 29 日～年始 1 月 3 日は休みです。行事等の関係で休日の勤務もあり得ますが、その場合は代休を取得していただきます。業務状況等に応じてフレックスタイム（4 週間の合計勤務時間（155 時間）の範囲内で、1 日の勤務時間を午前 5 時から午後 10 時の間で柔軟に選択）やテレワークも活用できます。
- (2) 休暇は、年 20 日の年次休暇（採用の年はこれより少なく、8 月 1 日採用の場合 8 日付与されます。残日数は 20 日を限度として翌年に繰り越されます。）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、出産、忌引、ボランティア等）及び介護休暇等があります。また、ライフ・ワーク・バランス（家庭生活と仕事の両立）支援制度として育児休業制度等があります。

8. 福利厚生

国土交通省共済組合員として年金、福祉等の制度に加入します。
その他互助会制度もあります。

9. 科研費への応募

海上保安国際研究センターは研究機関として認定を受けており、科研費への応募が可能です。

10. 提出書類

- (1) 履歴書（写真貼付（6 か月以内に撮影したもの）、教育歴がある場合は、担当科目名も記載）
- (2) 修士の学位記の写し（博士を有している場合は、その写しも提出）
- (3) 研究業績リスト（著書、学術論文、その他に分類して記載）

- (4) 主要論文等(3編以内)及びそれらの日本語要旨。提出は、PDF 又は別刷(コピー可。)とする。(日本語要旨は1編につき日本語1200字程度、A4用紙1枚程度、横書き)
- (5) 現在までの研究概要(日本語1200字程度、A4用紙1枚程度、横書き)
- (6) 自薦書:研究センターにどのような貢献ができるのか。
(日本語1200字程度、A4用紙1枚程度、横書き)
- (7) 科研費等外部資金を受け入れた実績がある場合は記載(自由形式)
- (8) 推薦書1通又は自薦の場合は応募者について照会できる方の氏名及び連絡先

11. 応募期間

郵送:令和8年2月27日(金)~4月23日(木) ※4/23提出書類必着

メール:令和8年2月27日(金)~4月23日(木) ※4/23午後5時 受信有効

12. 採用予定日

令和8年8月1日(土)(着任日応相談)

※任期満了日は着任日に関わらず、令和13年7月31日となります。

13. 選考方法

(1) 一次選考

選考方法:経歴評定、自薦書に基づく評定

応募時に提出いただいた書類により選考します。

結果通知:令和8年5月下旬まで

応募者全員に郵送又はメールで通知します。

(2) 二次選考

選考方法:人物評定(面接)

選考日程:令和8年6月中旬まで

試験地:海上保安大学校

〒737-8512 広島県呉市若葉町5-1

※面接に関する詳細は一次選考合格者に個別に連絡します。

(3) 最終結果通知

令和8年7月下旬まで

二次選考受験者全員に郵送又はメールで通知します。

14. その他

- (1) 審査の内容及び審査の結果に関する問い合わせは、一切応じかねますので、ご了承ください。
- (2) 応募の秘密については、厳守します。お預かりする個人情報、採用選考並びに採用内定もしくは着任後の人事管理等の目的のみに使用し、他の目的では一切使用いたしません。

- (3) 応募書類は返却いたしません。
- (4) 採用内定者に選考された場合、最終学歴等の卒業（修了）証明書、在職証明書、日本国籍の有無を確認するための住民票記載事項証明書及び各自で受診した身体検査票等を速やかに御提出していただくことになります。証明書等を提出できない場合又は虚偽の記載がなされている証明書等の提出があった場合には、採用予定を取り消す場合があります。なお、証明書等については、給与額を決定する上でも必要となります。証明書がない期間については、職務経験として通算されませんのでご注意ください。
- (5) 身体検査費用、二次選考のための来庁にかかる交通費等の採用試験受験に必要な費用は受験者負担となります。

15. 応募書類提出先及び問い合わせ先

- (1) メールで送付いただく場合

yamanaka-d9826@mlit.go.jp

nakao-b9878@mlit.go.jp

※件名に「研究員公募」と記述してください。

- (2) 郵送で送付いただく場合

〒737-8512 広島県呉市若葉町 5-1

海上保安大学校 海上保安国際研究センター 宛（担当:教育支援官）

※封書に「研究員公募」と朱書きして書留にて送付して下さい。

【連絡先・問い合わせ先】

〒737-8512

広島県呉市若葉町 5-1

海上保安大学校 海上保安国際研究センター

T E L:0823-21-4961(代表)

E-mail: yamanaka-d9826@mlit.go.jp

nakao-b9878@mlit.go.jp

(担当:教育支援官 山中)